

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第 210 回国会】令和 4 年 10 月 26 日（水）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 浦野靖人君（維新）

補欠選任 理事 山本剛正君（維新）（理事浦野靖人君今 26 日理事辞任につきその補欠）

2 寺田総務大臣、尾身総務副大臣及び中川総務大臣政務官からそれぞれ就任の挨拶が行われました。

3 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

- ・寺田総務大臣及び政府参考人から第 26 回参議院議員通常選挙結果概要について説明を聴取しました。
- ・寺田総務大臣、尾身総務副大臣、杉田総務大臣政務官、中川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）藤井比早之君（自民）、源馬謙太郎君（立憲）、後藤祐一君（立憲）、山本剛正君（維新）、齋藤アレックス君（国民）、塩川鉄也君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

藤井比早之君（自民）

- （1）平成 28 年に衆議院の選挙制度を改正した理由、特に一票の較差訴訟における最高裁判所の指摘及び小選挙区の都道府県別定数配分にアダムズ方式を採用した経緯
- （2）今回の区割り改定で定数が増減した都道府県について、次回の定数配分の見直しで元の定数に戻る県が生じ得ることが想定されるところ、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口に基づく都道府県別定数配分の増減見込み
- （3）今回の区割り改定法案における地域の実情等への配慮の検討についての認識、衆議院議員選挙区画定審議会の審議における地方との調整及びその過程の公開についての考え方
- （4）今回の区割り改定において、第 49 回衆議院議員総選挙の当日有権者数において較差 2 倍以上となっている状況を考慮した理由及び今回の区割り改定後に較差が 2 倍を超えた場合は 5 年ごとの簡易国勢調査の結果で区割りが改定されるか否かの確認
- （5）選挙区の改定は最小限とすべきと考えるが、この点の法律及び区割り改定案の作成方針における位置付け
- （6）諸外国における選挙区間の一票の較差の状況及び選挙人が住所地以外の選挙区で投票できる制度を導入している国

源馬謙太郎君（立憲）

- （1）杉田総務大臣政務官と旧統一教会（現世界平和統一家庭連合）との関係について
 - ア 「推薦確認書」を提示され署名を求められたことの有無及び署名をしたことがあるか否かの確認
 - イ 「推薦確認書」への署名の事実が後から判明することがないことの確認
 - ウ 政務官就任前に自身の Twitter で、旧統一教会の支持者から支援、協力をしてもらうことは何の問題もないとの発言についての現状認識
 - エ Twitter における当該発言を撤回する考えがあるか否かの確認
- （2）杉田総務大臣政務官の性被害を告発した女性を侮辱する内容の Twitter の投稿に「いいね」を押し付けた行為に関する東京高裁判決について
 - ア 東京高裁判決の受け止め及び控訴するか否かの確認

- イ 最高裁に上告する際には憲法違反の疑い等の要件が必要なところ、原判決のどの部分が該当するのかの確認
 - ウ 被害女性を侮辱する内容の心ないツイートに 25 回の「いいね」を押したことについて、被害女性の心情を想像したか否かの確認
 - エ そのような行為をし、そのことについて反省もなく答えられない議員が倫選特委を担当する政務官として適任か否かについての認識
 - オ 総務省等が主催する SNS 等における誹謗中傷対策のための取組である「#NoHeartNoSNS」についての認識の有無及び総務大臣政務官が承知していないことについての受け止め
- (3) 杉田総務大臣政務官の過去の発言について
- ア LGBT には生産性がないと雑誌に寄稿したことについて、撤回するか否か及び当該寄稿文が多様性を否定しているか否かの確認
 - イ 当該寄稿文の中で、LGBT のカップルのために税金を使うことに賛同が得られるのかと主張したことについての杉田総務大臣政務官の現状認識
 - ウ 当該主張を行った者が総務大臣政務官として政治倫理の確立や行政評価等ができるのか否かの認識
 - エ LGBT に関する理解不足や当事者を傷つけたことについて謝罪する必要性

後藤祐一君（立憲）

- (1) 寺田総務大臣の国会議員関係政治団体である 5 団体がいずれも適法に政治資金を処理し、収支報告を行っていることの確認
- (2) 寺田総務大臣の後援団体である寺田稔竹原後援会の令和元年及び同 2 年における会計責任者についての確認及び寺田総務大臣が当該者を知っているか否かの確認
- (3) 当該会計責任者が令和元年中に死去していること及び寺田総務大臣が当該者の死去を知った時期についての確認
- (4) 収支報告書に添えられている宣誓書は政治資金規正法第 25 条第 1 項第 3 号にある同法第 12 条第 1 項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に該当するかどうかの確認
- (5) 宣誓書に故意又は重過失により存在しない者の記名押印がなされた場合、政治資金規正法第 25 条に違反するか否かの確認
- (6) 寺田稔竹原後援会の令和元年及び同 2 年の宣誓書に当該者の記名押印をした者は誰かの確認及び調査の上回答する時期
- (7) 宣誓書が修正できるか否か及び会計責任者の異動の届出を行った場合、別の者が宣誓することとなることについての確認
- (8) 宣誓書に虚偽記載があることに対する寺田総務大臣の責任についての考え方
- (9) 国会議員関係政治団体に収支報告書の虚偽記載があった場合に、当該議員が負うべき責任の範囲についての寺田総務大臣の見解
- (10) 寺田稔竹原後援会の支出は主に寺田総務大臣の政治活動のためのものであることの確認及び同後援会の収支報告書に対する政治資金規正法を所管する大臣としての責任についての寺田総務大臣の見解

山本剛正君（維新）

- (1) ふるさと納税指定制度における寄附金の募集に関し、1 年間に受領した寄附金額の 5 割以下とされている募集費用（返礼品の調達費等を含む。）から送料を除外する必要性
- (2) 今回の区割り改定案について
 - ア 衆議院議員選挙区画定審議会による勧告に基づく法制上の措置が勧告後 4 か月以上経っても講じられていない現状に対する見解

- イ 総務省内において区割り改定法案の準備にかかった期間
- ウ 勧告についての受け止め及び今後の見通し
- エ これまでの区割り改定で市区町の区域が分割されたことにより生じた混乱の例及びこうした混乱を解消するために講じている施策
- (3) 統一地方選挙の統一率を高めるための再統一に関する寺田総務大臣の見解
- (4) 地方議会議員のなり手不足が進行している中で選挙公営の拡充を図る必要性
- (5) 投票率の向上方策について
 - ア 政府による取組の内容
 - イ 広報活動の費用対効果及び新たな取組についての認識
- (6) 国民審査の周知方法及び裁判に対する国民の理解と関心を深めるための取組状況

齋藤アレックス君（国民）

- (1) 政治資金規正法上の法人がする寄附の制限について
 - ア 質的制限及び量的制限についての概要説明及び質的制限が設けられている理由
 - イ 政党支部等が質的制限の違反等をしていないか総務省でチェックする体制の有無及び質的制限の違反等を総務省が把握できていないことの確認
 - ウ 質的制限又は量的制限に抵触したことが判明した件数
 - エ 質的制限又は量的制限に違反したことが判明した場合の対応方法及び寄附の制限に関する罰則適用の有無
- (2) 今回の区割り改定案について
 - ア 区割り改定後の小選挙区において、面積が最大の選挙区と最小の選挙区の差は何倍となるのかについての確認
 - イ 選挙区的面積に着目した選挙制度改革に関連する議論が政府及び国会で行われたことの有無
- (3) 議員を地域代表として選出することについて
 - ア 議会制民主主義の国で地域代表としての色合いを持つ議院を設けている国の例
 - イ 現行の日本国憲法において、人口のみに基づかず地域代表の形で国会議員を選出することが可能かどうかについての確認

塩川鉄也君（共産）

- (1) 寺田総務大臣と旧統一教会及び同関連団体との関係
 - ア 旧統一教会及び同関連団体との関わりの有無
 - イ 国際勝共連合について、団体としての属性、役割及び活動に関する寺田総務大臣の認識
 - ウ ジェンダー平等に反するような主張をしている国際勝共連合と関係を持つことによる政策的な影響の有無
 - エ 国際勝共連合が主催する会合に出席した経緯
 - オ 旧統一教会関連団体と「推薦確認書」を取り交わした事実の有無
- (2) 尾身総務副大臣と旧統一教会及び同関連団体との関わりの有無及び当該団体と「推薦確認書」を取り交わした事実の有無
- (3) 中川総務大臣政務官と旧統一教会及び同関連団体との関係
 - ア 旧統一教会及び同関連団体との関わりの有無
 - イ 第 49 回衆議院議員総選挙後に出席した旧統一教会関連団体に関連するフォーラムの内容及び主催者
 - ウ 第 49 回衆議院議員総選挙後に出席した旧統一教会関連団体に関連するミニ集会の内容及び同集会への出席の経緯

- エ ミニ集会が旧統一教会関連団体に関連するものであると把握した経緯及び団体の名称
- オ 第 49 回衆議院議員総選挙における旧統一教会関連団体からの組織的な支援の有無
- カ 平和大使協議会と旧統一教会との関連についての中川総務大臣政務官の認識
- キ 結果として旧統一教会の広告塔の役割を自身が果たしたとする見方に関する中川総務大臣政務官の認識
- ク ミニ集会の内容について再調査した上で委員会に報告する必要性

- | |
|--|
| <p>4 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第 10 号）
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（内閣提出第 11 号）
・寺田総務大臣から趣旨の説明を聴取しました。</p> |
|--|